

はじめに

いじめは、いじめを受けた児童生徒の心身の健全な成長、人格の形成に重大な影響を与えます。それは、児童生徒の生命、心身に重大な危険を生じさせる恐れもあります。

阿賀町では、県が推進する「深めよう 絆 県民運動」「いじめ見逃しゼロ県民運動」とともに、学校をはじめ、家庭や地域と一体となった「いじめ根絶」に向けた取組を行ってきました。

この度の「新潟県いじめ防止基本方針」の改定を受け、阿賀町においても、改めて「いじめは、どの子供にも、どの学校でも、起こりうる」問題であるという認識をもち、いじめに悩む児童生徒を救うため、町いじめ防止基本方針を改定することとしました。学校、家庭、地域、その他関係する皆様との連携を強化し、「いじめを決して見逃さない、いじめを決して許さない」という意識を共有し、いじめの防止等に全力で取り組んでまいります。

第1 いじめの防止等の対策の基本的な方向

1 いじめの防止等の対策に関する基本理念

いじめの防止等の対策は、まず、日頃から学校の内外を問わず、「いじめを許さない」意識の醸成、互いを尊重し合う人間関係の構築、いつでもだれでも相談できる体制の整備等の推進を行うこととする。

次に、いじめが発生した場合には、いじめを受けた児童生徒の生命・心身を保護することが特に重要であるとの認識を共有し、町、学校、家庭、地域、関係機関等が連携して、いじめ問題の克服に取り組む。

そして、いじめを行った児童生徒への指導に当たっては、いじめは相手の人格を傷つけ、生命をも脅かす行為であることを理解させ、自らの責任の重さを十分に自覚させるとともに、当該児童生徒が抱える問題等、いじめの背景にも目を向け、健全な人格の発達に配慮する。

さらに、いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、いじめを認識しながらもはやし立てたり面白がったりする児童生徒や、周辺で傍観している児童生徒に対しても、それがいじめに間接的に加担する行為であることを自覚させ、全ての児童生徒が、いじめは決して許されない行為であることを十分理解できるようにする。

なお、本方針におけるいじめの防止等の対策と認知及びその後の対応については、「いじめ類似行為」に関しても同様に取り扱う。

2 定義

(1) いじめの定義

いじめとは、いじめ防止対策推進法（以下「法」という。）第2条で、次のように規定されている。

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の

人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの

これを踏まえ、個々の行為が「いじめ」にあたるか否かについては、いじめを受けたとされる児童生徒の立場に立って判断する。また、いじめには多くの態様があることから、いじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件を限定的に解釈することがないよう努める。

- ※1 「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）等、当該児童生徒と何らかの人的関係を指す。
- ※2 「物理的な影響」とは、心的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりする等を意味する。
- ※3 具体的ないじめの態様の例
- ・冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
 - ・仲間はずれ、集団による無視をされる。
 - ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
 - ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
 - ・金品をたかられる。
 - ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
 - ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
 - ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

(2) いじめ類似行為の定義

「いじめの類似行為」とは、県条例第2条第2項に次のように規定されている。

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該児童等が当該行為を知ったときに心身の苦痛を感じる蓋然性の高いもの」

※具体的ないじめの類似行為の例

- ・インターネット上で悪口を書かれた児童生徒がいたが、被害児童生徒がそのことを知らずいるような場合など。

3 いじめの認知及びその後の対応における留意事項

- (1) いじめを受けたとされる児童生徒の聴き取り等を行う際は、行為が発生した時点の本人や周辺の状況等を客観的に確認する。
- (2) いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、法第22条の「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織（以下「学校いじめ対策組織」という。）等において判断する。認知した場合、「速報」を町教育委員会担当へ5日以内に送る。

- (3) 外見的には遊びやけんかのように見える行為でも、見えないところで被害が発生している場合があること、様々な理由で本人がその事実を否定する場合もあること等を踏まえ、状況等の確認を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。
- (4) いじめに当たると認知した場合であっても、そのすべてが厳しい指導を要する場合とは限らない。好意で行った行為が意図せずに相手側の児童生徒に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合や教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等については、学校は「いじめ」という言葉を使わずに指導する等、柔軟な対応による対処も可能である。ただし、これらの場合であっても、法が定義するいじめに該当するため、情報を得た教職員は、学校いじめ対策組織へ報告し、情報を共有する。
- (5) いじめが犯罪行為として取り扱われるべきと認められるときは、教育的な配慮や被害者の移行への配慮の上で、早期に警察に相談するものとし、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに警察に通報し、適切に援助を求めるものとする。

4 いじめの防止等に関する基本的な考え方

いじめは、いじめを受けた児童生徒の尊厳を損なう、決して許されない校であり、その防止に向け、学校はもとより、社会全体が使命感をもって取り組んでいかなければならない。また、「いじめは、どの子供にも、どの学校でも、起こりうる」ものであることから、早期発見に努め、認知した場合は深刻化させないように、迅速かつ適切に対応することが重要である。

(1) いじめの防止

児童生徒がより良い人間関係を構築できるよう社会性を育み、いじめを生まない土壌をつくるため、また児童生徒がいじめの問題を自分のこととしてとらえ、考え、議論することにより、いじめに正面から向き合うことができるよう、新潟県条例第3条の基本理念も踏まえ、次のような視点からいじめの防止に努める。

ア 学校の教育活動全体を通じ、全ての児童生徒に、豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度、主体的に問題の解決に向かおうとする構え等、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養い、「いじめは決して許されない」ことの理解を促す。

イ 全ての児童生徒が安心して学校生活を送ることができるよう、児童生徒の「居場所づくり」を進めるとともに、児童生徒同士の「絆づくり」を通して、自己有用感や充実感を得られるようにする。

ウ 児童生徒がいじめを行う背景にあるストレス等の要因に着目し、その要因についての改善を図るとともに、児童生徒がいじめに向かわないようストレスに適切に対応できる力を育む。

エ いじめの問題への取組の重要性について町民全体に認識を広め、家庭、地域と一体

となって取組を推進するための普及啓発に努める。

(2) いじめの早期発見

いじめに迅速に対処するには、早期発見が不可欠である。そのため、教職員はもとより、児童生や保護者、地域住民が日頃から「いじめ見逃しゼロ」の意識を共有し、いじめの早期発見に努める。

また、法第 23 条を踏まえ、教職員や保護者等は、児童生徒からいじめにかかる相談を受け、その事実があると思われるときは、いじめを受けたとされる児童生徒が在籍する学校へ通報する等、可能な限り早い段階で、適切な措置を講ずる。

(3) いじめへの対処

学校がいじめの疑いを発見したり、通報を受けたりした場合、直ちに、いじめを受けたとされる児童生徒及びいじめの疑いを知らせてきたい児童生徒の安全を確保することや、いじめを行ったとされる児童生徒に事情を確認した上で適切に指導すること等、組織的に行う。

また、町立学校は、いじめの認知を町教育委員会に報告するとともに、指導の方向性、保護者や外部機関との連携、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の専門家の活用等について相談する等緊密に連携する。

(4) 家庭や地域との連携

社会全体で児童生徒を見守るため、学校と PTA や地域の関係団体等は、いじめの問題について協議する機会を設けるとともに、組織的に協働する体制を構築する等、連携を図る。

家庭においては、法第 9 条及び県条例第 8 条に規定する保護者の責務等を踏まえ、家庭での指導等が適切に行われるよう努めることが大切である。また、学校がいじめの疑いを発見し、通報を受けた場合には、虐待の恐れ等特別な事情がない限り、いじめを受けた児童生徒の保護者に、いじめの態様等を説明し、見守りや支援を依頼する等、連携を図る。また、いじめを行った児童生徒についても、いじめを認知した時点で同様の対応を行う。

地域においては、いじめを防止することの重要性について理解を深め、より多くの大人が児童生徒の悩みや相談を受け止めるよう努めることが大切である。

(5) 関係機関との連携

いじめを行った児童生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、十分な効果を上げることが困難な場合等において、関係機関と適切に連携して対処するため、町教育委員会及び学校は、各機関の担当窓口の明確化や連絡会議等の開催等、日頃から情報共有体制を構築しておく。

第 2 町及び町教育委員会が実施すべき施策

1 阿賀町いじめ問題対策連絡協議会の設置

法第 14 条第 1 項の規定に基づく組織として、阿賀町いじめ問題対策連絡協議会（不登

校対策を含む。以下、連絡協議会）を設置する。

対策委員会は、いじめの防止等に関する機関及び団体の連携を円滑に進めるため、保育園、学校、町教育委員会、主任児童委員、心の教室相談室、適応教室担当、PTA 等、町の実情に応じ必要と認められる機関及び団体等の代表・担当で構成し次に掲げる役割を担う。

- ・ いじめの防止等に関する機関等相互の連絡調整
- ・ いじめの防止等に向けた関係機関等の取組状況についての情報共有
- ・ いじめの防止等に向けた関係機関等のネットワークづくりについての協議
- ・ 関係機関等の相談窓口等の周知 等,

2 阿賀町いじめ防止対策等に関する委員会の設置

法第 14 条第 3 項及び第 28 条第 1 項の規定に基づく組織として、阿賀町いじめ防止対策等に関する委員会（以下、「町いじめ防止対策等委員会」という。）を設置する。

阿賀町いじめ防止対策等委員会は、公平性・中立性を確保するため、町の実情を踏まえて、精神保健、心理学、社会福祉、法律、教育、青少年の健全育成等に見識を有する第三者で構成し、次に掲げる役割を担う。

- ・ いじめの防止等のための調査研究等、有効な対策を検討するための専門的知見からの審議、問題解決を図るための当事者間の関係の調整。
- ・ 町立学校における重大事態にかかる事実関係を明確にするための調査
- ・ 自殺等に至った町立学校児童生徒の保護者から原因究明の調査の要望がある場合について、自殺等に至るまでに起きた事実の調査

3 阿賀町いじめ等に関する調査委員会の設置 町長による再調査

法第 30 条第 2 項及び第 31 条第 2 項の規定に基づく組織として、阿賀町いじめ等に関する調査委員会（以下「調査委員会」という。）を設置する。調査委員会は、公平性・中立性を確保するため、精神保健、心理学、社会福祉、法律、教育、青少年の健全育成等に見識を有する第三者で構成し、法第 30 条第 2 項及び第 31 条第 2 項の調査を行う。

4 町及び町教育委員会の施策

町教育委員会においては、阿賀町におけるいじめの防止等のための対策として、「第 3 町立学校が実施すべき施策 3 いじめの防止等に関する措置」に基づき実施する町立学校の取組について、指導・助言を行うとともに、町及び町教育委員会においては、以下の施策を行う。

(1) いじめの防止等の対策

ア いじめに関する相談や通報を受けるために、児童生徒が相談しやすい窓口の環境整備に努める。

イ 法第 23 条第 1 項における通報を受けた町立学校から、いじめの事実の有無を確認する措置の結果について報告があったときは、必要に応じ、当該学校に対する支援や支持を行う。

ウ 学校が当該事案を重大事態であると判断した場合、「第4 重大事態への対処」の調査又は調査の支援を行う。

エ 解決困難な状況にあるいじめの問題等に対応するため、指導主事等で構成するチームを当該学校に派遣する等、解決に向けた取組を支援する。

オ 児童生徒がいじめの問題を自分のこととしてとらえ、考え、議論することにより、いじめに正面から向き合うことができるよう、具体的な実践事例や道徳教育に関する教職員の指導力向上のための情報提供又は研修を推進する。

(2) 専門機関等の活用・連携

心理や福祉の専門的知識を有するスクールカウンセラーの配置、適応指導教室並びに心の教育相談室を設置するとともに、医療機関、弁護士、警察等の外部機関と学校との連携を必要とする案件について、学校の求めに応じ各機関に協力要請を行う。

また、いじめの防止等の対策を適切に行うため、連絡協議会及び町いじめ防止対策等委員会に加えて、次の関係機関等との連携を推進する。

・学校警察連絡協議会

※ 児童生徒の非行防止や健全育成を目的として、学校や教育委員会との警察が情報交換や行動連携を図るための組織。学校、主任児童員、町教育委員会、警察で構成。

(3) 教職員の資質能力の向上

全ての教職員が法及び県条例の内容を理解し、いじめの防止等の対策が、専門的知識に基づいて適切に行われるよう、各種研修会の周知、法及び県条例に関する情報提供を行う。

(4) インターネットを通じて行われるいじめへの対策

ア 児童生徒が、インターネット等を適切に活用する能力を習得することができるよう、情報モラル教育及び普及啓発に関する情報提供及び学校の教育活動支援を行う。

イ 児童生徒の携帯電話等やインターネット利用に係る実態を把握し、適切に対応できるよう教職員へ情報に基づく指導並びに研修会の周知及び実施に努める。

(5) 啓発活動

ア いじめが児童生徒の心身に及ぼす影響や、いじめを防止することの重要性等について、ホームページやテレビ電話による周知を通じて、広く町民に対して広報その他の啓発活動を行う。

イ 法第9条及び県条例第8条に規定する保護者の責務等について、家庭での指導等が適切に行われるよう、保護者を対象とした啓発活動や相談体制を充実させる等、家庭への支援を行う。

(6) 学校間における連携協力体制の整備

いじめを受けた児童生徒といじめを行った児童生徒が同じ学校に在籍していない場合においても、関係児童生徒又はその保護者に対する支援や指導、助言を適切に行

うことができるようにするため、学校間の連携協力体制を整える。

(7) いじめの防止等の取組の点検

「学校いじめ防止基本方針」及び具体的な取組の定期的なアンケート調査、個人面談等が確実に実施されているかを点検、指導する。

(8) 学校評価・教員評価への指導・助言

学校評価において、いじめの問題を取り扱う場合は、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、日常の児童生徒理解、未然防止や早期発見、いじめが発生した際の適切かつ迅速な対応等を評価するよう、指導・助言を行う。

第3 町立学校が実施すべき施策

1 学校いじめ防止基本方針の策定

町立学校は、法第13条に基づき、以下の内容等を踏まえて、いじめの防止等の対策に関する「学校いじめ防止基本方針」（以下「学校基本方針」という。）を定めるものとする。

(1) 学校基本方針を定める意義

ア 特定の教職員が問題を抱え込まず、学校のいじめへの対応が個々の教職員による対応ではなく組織として一貫した対応となる。

イ いじめ発生時の対応をあらかじめ示すことで、児童生徒及びその保護者に対し、安心感を与えるとともに、いじめの加害行為の抑止につながる。

ウ いじめを行った児童生徒に対する成長支援の観点を位置づけることで、いじめを行った児童生徒への支援につながる。

(2) 学校基本方針の内容

ア いじめの防止のための取組、早期発見・いじめ事案への対処の在り方、教育相談体制、生徒指導体制、校内研修の取組も含めた、年間を通じた学校いじめ対策 組織の活動を具体的に定める。

イ いじめに向かわない態度・能力の育成等いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりのために、いじめ防止に資する多様な取組が体系的・計画的に行われるよう、包括的な取組の方針を定めるとともに、その具体的な指導内容のプログラム化を図る。

ウ イを徹底するために、アンケート、いじめの通報、情報共有、適切な対応等の在り方について具体的な取組を盛り込むよう努める。また、いじめを行った児童生徒が抱える問題を解決するための、具体的な対応方針を定めるよう努める。

エ 「生徒指導提要」や「生徒指導研修資料」を活用した校内研修等、教職員の資質能力の向上を図る取組や、いじめの防止等に関する取組方法等を定める。

(3) 学校基本方針の策定上の留意事項

ア 策定や見直しに当たっては、保護者、地域住民、関係機関等の意見を取り入れた学校基本方針となるよう努める。また、学校全体でいじめの防止等に取り組む

観点から、児童生徒の意見を取り入れる等、児童生徒の主体的かつ積極的な参加が確保できるよう留意する。

イ 策定した学校基本方針は、入学時・各学年の開始時に児童生徒、保護者、関係機関等に説明するとともに、学校のホームページに掲載する等して、保護者や地域住民が学校基本方針の内容を容易に確認できるような措置を講ずる。

ウ 学校基本方針に基づく取組の実施状況を、学校評価の評価項目に位置づけ、いじめの防止等のための取組に係る達成目標を設定する。達成状況を学校いじめ対策組織を中心に評価し、PDCA サイクルを盛り込む等し、学校の実情に即して適切に機能しているか等、必要に応じて見直す。

2 いじめの防止等の対策のための組織の設置

町立学校は、法第 22 条に基づき、いじめの防止等に関する措置を実行的に行うため、組織的な対応の中核となる組織として、党が学校の複数の教職員に加え、必要に応じて心理、福祉等に関する専門的な知識を有するもの曾田の関係者により構成される常設の「学校いじめ対策組織」を置くものとする。また、同組織は、対応する事案の内容に応じて、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーに加え、法律、医療、教員 OB、警察官経験者等の外部専門家の参加・協力を得て、より実効的にいじめ問題の解決を図るものとする。

(1) 学校いじめ対策組織として想定される役割

ア いじめの未然防止のため、「いじめが起きにくい・いじめを許さない」環境を構築する。

イ 学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核となる。

ウ いじめの早期発見、適切かつ迅速な対応のための相談・通報の窓口となる。

エ 児童生徒のいじめの疑いに関する情報があつたときには緊急会議を開催し、事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う。

オ いじめを受けた児童生徒、いじめを行った児童生徒に対する支援・指導体制・対応方針の決定と対応を組織的に実施する。

(2) 学校いじめ対策組織の組織運営上の留意事項

ア 学校いじめ対策組織は、いじめの疑いに関する情報が校内で的確に共有でき、共有された情報を基に、組織的に対応できるような体制とすることが重要である。特に、いじめの認知、いじめへの対処に関する判断は、同組織が行う。

イ 校長は、学校いじめ対策組織を設置し、学校で定めたいじめの防止等の取組が計画的に沿って進んでいるかを常に点検する。また、いじめへの対処がうまくいかなかったケースの検証、必要に応じた計画の見直し等自校のいじめの防止等の取組について改善を図る。

(3) 学校いじめ対策組織への報告と記録の保管

学校いじめ対策組織が情報の収集と記録、共有を行うことができるよう、各教職

員は些細ないじめの兆候や懸念、児童生徒からの訴えを抱え込まず、又は対応不要であると個人で判断せず、全ての同組織に報告・相談する。当該祖氣に集められた情報は、個別の児童生徒ごと等に記録し、複数の教職員で個別に認知した情報の集約と共有化を図る。また、記録は5年間保存し、児童生徒の進学・進級や転学に当たって、適切に忌避継いだり情報提供したりできる体制を取る。

3 いじめの防止等に関する措置

町立学校は、国の「いじめの防止等のための基本的な方針」の別添2等を参考都市、以下により、いじめの防止等に関する措置を行う。

(1) いじめの防止

- ア 児童生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことが、いじめの防止等に資することを踏まえ、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動の充実を図る。
- イ 「いじめ見逃しゼロスクール集会」等、児童生徒が主体的にいじめの問題について考え、議論する活動を支援し、自治的な能力や自主的な態度の育成に努める。
- ウ 他者との交流や関わり合い等を通して、困難に対し他者と協力しながら問題解決を図る意欲や態度等、児童生徒の社会性を育成し、互いを認め合う人間関係・学校風土をつくる。
- エ 「いじめ見逃しゼロスクール」等県民運動に関連する取組を推進し、児童生徒や保護者、教職員、地域住民に対して、いじめを防止することの重要性に関する理解を深めることにより、意識の醸成に努める。
- オ 教職員は、自らの言動が児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、意識の醸成に努める。
- カ いじめは重大な人権侵害に当たり、いじめを受けた、いじめを行った児童生徒及び周飯野児童生徒に大きな傷を残すものであること、いじめが刑事罰の対象となり得ること、不法行為に該当し損害賠償責任が発生し得ること等についても、実例を示しながら、人権を守ることの重要性やいじめの法律上の扱いを学ぶ取組を発達段階に応じて行う。
- キ 児童生徒に対して、傍観者にならず、アンケート等で学校いじめ対策組織への報告や相談等、いじめを止めさせるための行動をとる重要性を理解させる。
- ク 特に配慮が必要な児童生徒については、日常的に当該児童生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童生徒に対する必要な指導を組織的に行う。

(2) いじめの早期発見

- ア いじめは目に付きにくい時間や場所で行われたり遊びやふざけ合いを装って行われたりする等、気付きにくく判断しにくい場合が多いことから、日頃から児童生徒の見守りや観察、信頼関係の構築等に努め、些細な兆候であっても、いじめではないかとの危機意識をもって、的確に関わり、積極的な認知に努める。

- イ 児童生徒が自らＳＯＳを発信した場合、児童生徒にとって多大な勇気を要するものであることを理解し、必ず学校の教職員等が迅速に対応することを徹底する。
- ウ 学校と保護者は、いじめの兆候をいち早く把握できるよう、児童生徒の学校や家庭での様子を注意深く観察し、気になったことを連絡し合う等連携に努める。
- エ 定期的なアンケート調査や教育相談の実施、電話相談窓口等の周知により、児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組むとともに、家庭地域と連携して児童生徒の見守りを継続する。アンケート調査においては、目的に応じて内容や実施方法を検討し、記名式と無記名式とを必要に応じて組み合わせて実施する。
- オ 児童生徒及び保護者等がいじめに係る相談を容易に行うことができるよう、各学校及び教育委員会の「いじめ相談担当の窓口」を明確にし、周知を図る。

(3) いじめへの対処

- ア いじめの疑いを発見し、又は通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに学校いじめ対策組織を中核として組織的に対応し、いじめを受けた児童生徒及びいじめの疑いを知らせてきた児童生徒を徹底して守り通す。
- イ いじめを行った児童生徒に対しては毅然とした態度で指導するとともに、保護者の協力も得て、当該児童生徒が抱えている問題とその心に寄り添いながらいじめの非に気付かせ、いじめを受けた児童生徒への謝罪の気持ちをもてるよう指導する。
- ウ 教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下、的確な対応を図る。特に、保護者に対しては誠意ある対応に心がけ、責任をもって説明する。
- エ いじめは単に謝罪をもって安易に解消することはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の２つの要件が満たされている必要がある。なお、いじめ類似行為にあつては、以下の①により解消を判断する。

(ア) いじめに係る行為が止んでいること

いじめを受けた児童生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。相当の期間とは、少なくとも３か月を目安とする。学校いじめ対策組織において、さらに長期の期間が必要であると判断した場合は、より長期の期間を設定するものとする。

学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、いじめを受けた児童生徒、いじめを行った児童生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で学校いじめ対策組織において判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

(イ) いじめを受けた児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめを受けた児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないことを本人及び保護者に面談等で確認し、認められること。

これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。いじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階にすぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、各教職員は該当いじめを受けた児童生徒及びいじめを行った児童生徒については、日常的に中部核観察しなければならない。

(4) 関係機関等との連携

いじめ防止等のための対策を適切に行うため、学校警察連絡協議会や民間団体等との連携を推進する。

(5) インターネットを通じて行われるいじめへの対策

インターネット上のいじめは、学校、家庭及び地域社会に多大なる被害を与える可能性がある等、深刻な影響を及ぼすことから、学校、家庭及び地域が連携して対応していく。児童生徒に対して、インターネット上のいじめが重大な人権侵害に当たり、被害者等に深刻な傷を与えかねない行為であることを理解させ、インターネットを通じて行われるいじめを防止する。児童生徒及び保護者に対し、授業や入学説明会、PTA 行事等の機会を通じて、必要な情報モラル教育及び普及啓発を行う。

また、教職員は、アンケートや面談等でネットトラブルの有無を確認すること等を通して、ネット社会における子どもたちの様子を注視するとともに、その情報を共有し、検討を図る。

(6) 家庭、地域との組織的な連携・協働

ア より多くの大人が児童生徒の悩みや相談を受け止めることができるよう、日頃から家庭やPTA、地域の関係団体等との連携を促進する。

イ 学校運営協議会や地域学校協働本部等に対し、当該学校のにじめに係る状況及び対策について情報提供するとともに、連携の協力による取り組みを進める。また、民生委員・児童委員等、地域の関係団体に働きかけながら、地域との連携・協働を進める。

第4 重大事態への対処

1 町立学校及び学校の設置者による調査

(1) 重大事態

ア 重大事態の意味

(ア) いじめにより児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる場合

- ・自殺を企図した場合
- ・身体に重大な障害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合等、児童生徒の状況に着目して判断する。

(イ) いじめにより相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められた場合

「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間 30 日を目安とする。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安に関わらず、重大事態ととらえ速やかに調査に着手する。

(ウ) その他

児童生徒や保護者からいじめにより重大な被害が生じたという申し立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とは言えない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査に当たる。

児童生徒や保護者からの申し立ては学校が知りえない極めて重要な情報である可能性があることから、調査をしないまま、いじめの重大事態ではないとは断言できないことに留意する。

イ 重大事態の報告

重大事態が発生した場合、学校（町教育委員会経由）は、その旨を町長へ報告する。また、町教育委員会は、その旨を町いじめ防止対策委員会に伝える。

(2) 重大事態の調査

重大事態が発生した場合、基本調査と詳細調査を行う。基本調査は町立学校が行う。詳細調査は、町いじめ防止対策委員会又は学校を主体とする調査委員会のいずれで調査を実施するかを町教育委員会が判断する。

なお、調査にあたっては、被害生徒及びその保護者の要望、意見を十分に聴き取る。

ア 基本調査及び報告

(ア) 学校は、重大事態が発生した場合には、直ちに基本調査を実施し、その結果を、町教育委員会に報告する。

(イ) 基本調査にあたっては、以下の事項に留意する。

(ウ) 重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したか等の事実関係を、可能な限り網羅的に調査し、明確にする。

(エ) 在籍児童生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査の実施にあたっては、いじめを受けた児童生徒や情報を提供した児童生徒を守ることを最優先にして行う。

(オ) 質問紙調査の実施により得られた結果については、いじめを受けた児童生徒又はその保護者に、提供する場合があることをあらかじめ調査対象となる在校生やその保護者に説明する等の措置をとる。

(カ) 因果関係の特定は急がず、客観的な事実関係を速やかに調査する。

(キ) 民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものではなく、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るものであるとの認

識の下、調査に当たる。

(ク) いじめを受けた児童生徒からの聴き取りが可能な場合

- ・ いじめを受けた児童生徒からの聴き取りにおいては、事情や心情を十分に聴き取る。
- ・ いじめを行った児童生徒に対して適切な指導を行い、いじめ校を速やかに止める。
- ・ いじめを受けた児童生徒の状況にあわせた継続的なケアに努め、落ち着いて学校生活復帰の支援や学習支援等を行う。

(ケ) いじめを受けた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合（いじめを受けた児童生徒の入院や死亡等の場合）

- ・ 当該児童生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者と調査について協議してから着手する。

イ 町いじめ防止対策等委員会が行う詳細調査及び報告

(ア) 町教育委員会は、町いじめ防止対策等委員会に対し、速やかに、基本調査の結果を伝え、詳細調査の実施を要請する。

(イ) 町いじめ防止対策等委員会は、速やかに調査を開始し、その結果を町教育委員会に報告する。

(ウ) 町教育委員会は、町いじめ防止対策等委員会による調査結果を町長へ報告する。その際、いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、町教育委員会は当該児童生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添えて町長に報告する。

(エ) 町立学校は、町いじめ防止対策等委員会に対して積極的に資料を提供するとともに、調査結果を真摯に受け止め、再発防止に主体的に取り組むものとする。

ウ 学校主体の調査委員会が行う詳細調査及び報告

(ア) 町教育委員会は、町立学校における重大事態の基本調査結果を受け、学校主体の調査を実施するよう命ずる。

(イ) 学校は、学校いじめ対策組織を活用し、第三者（外部の専門家等）を加えた組織または、新たな調査組織（第三者調査委員会）を組織することも検討する。組織の構成については、調査の公平性・中立性を確保するよう努める。

(ウ) 町教育委員会は、調査を実施する学校に対して必要な指導及び人的措置も含めた適切な支援を行う。

(エ) 学校は、調査結果を町教育委員会に報告し、町教育委員会は町長に報告する。その際、いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、町教育委員会は当該児童生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添えて町長に報告する。

(3) 調査結果の提供

町教育委員会又は学校は、以下に留意し、基本調査、詳細調査それぞれの調査結果を、いじめを受けた児童生徒・保護者及びいじめを行った児童生徒・保護者に対し

て伝える。

ア 調査により明らかになった事実関係（いじめ行為がいつ、だれから行われ、どのような様態であったか、学校がどのように対応したか等）について、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して、適時・適切な方法で説明する。

イ 他の児童生徒のプライバシーの保護等、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。ただし、いたずらに個人情報保護を盾に説明を怠るようなことがないよう留意する。

（４）重大事態への対処の留意事項

町教育委員会又は学校は、学校で発生した重大事態に対して以下に留意して対応する。

ア 教育委員会は、必要かつやむを得ない場合には、緊急避難措置として児童生徒が他の学校へ転学する等の措置を行うことができるよう、学校間の連携を図る等の役割を担う等、積極的な支援を行う。

イ 教育委員会及び学校は、児童生徒や保護者などに不安や動揺が広がったり、事実に基づかない風評等が流れたりしないよう、心のケアと落ち着いて学校生活を取り戻すための支援に努めるとともに、予断のない一貫した情報発信や個人のプライバシー保護に配慮する。

ウ 児童生徒の自殺という事態が起こった場合の調査の在り方については、その後の自殺防止に資する観点から、背景調査を実施することが必要である。この調査において町教育委員会及び学校は、亡くなった児童生徒の尊厳を保持しつつ、その死に至った経過を検証し再発防止策を講ずることを目指し、遺族の心情に十分配慮しながら行う。

エ いじめの重大事態に関する調査結果の公表については、町教育委員会及び学校として事案の内容や重大性、いじめを受けた児童生徒やその保護者の意向、公表した場合の児童生徒への影響等を総合的に勘案して、適切に判断する。公表する場合、町教育委員会及び学校は、いじめを受けた児童生徒・保護者及びいじめを行った児童生徒・保護者に対して、公表の方針を説明し、公表の方法及び内容を確認する。

オ 学校は、調査後、当該児童生徒の状況に応じた継続的なケアを行い、いじめを受けた児童生徒が不登校となっている場合は、学校生活への復帰に向けた支援や学習支援を行うこと。その際、必要に応じてスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家を活用する。

２ 町長による再調査及び措置

（１）調査委員会が行う調査及び報告

ア 法第 28 条第 1 項の規定による調査結果の報告を受けた町長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、同調査の結果を調査委員会に置いて調査（以下「再調査」という。）する。

イ 調査委員会は、再調査の結果を町長へ報告する。町長は、その結果を議会に報告する。その際には、個人のプライバシーに対して必要な配慮を行うものとする。なお、再調査についても、基本調査等と同様に、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して、情報を適切に提供する責任があるものと認識し、適時・適切な方法で、調査の進捗状況等及び調査結果を説明する。

(2) 再調査の結果を踏まえた措置等

ア 町長及び町教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずる。

イ 上記の「必要な措置」としては、町教育委員会においては、県生徒指導課指導主事等の専門家の派遣依頼、県等における心理や福祉の専門家、教員・警察官経験者等外部専門家への支援依頼を検討する。

第5 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項

1 町の基本方針の検討

町及び町教育委員会は、国や県の動向等を考慮して基本方針を見直し、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

2 学校いじめ防止基本方針等の策定状況の確認及び公表

町教育委員会は、町立学校におけるいじめ防止等のための対策に関する「学校いじめ防止基本方針」について、策定状況を確認し、公表する。

3 学校との連携及び支援等

町及び町教育委員会は、町立学校に対し、法に基づいた適切ないじめの防止等のための組織を設置し、必要な対策を講ずるよう要請するとともに、いじめの防止等の対策に資する情報の共有、実施状況の検証および効果的な実施に資する調査研究を行うなど連携を進め、次のような支援等を行うこととする。

(1) いじめの防止

ア 児童生徒の豊かな情操と道徳心を培い、いじめの問題を自分のこととして捉え、考え、議論することにより、いじめに正面から向き合うことができるよう、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動の充実について指導・助言に努める。

イ 町立学校が、「いじめ見逃しゼロスクール集会」等いじめを防止するための児童生徒の主体的な活動を支援する等、自治的な能力や自主的な態度の育成に努めるよう助言を行う。

ウ 「いじめ見逃しゼロスクール」や県民運動に関する取組の推進や参加への支援を積極的に行い、児童生徒や保護者、地域住民、教職員に対して、いじめを防止することの重要性に関する理解を深めることにより、意識の醸成に努めるよう助言する。

エ 町立学校の教職員に対して、児童生徒が関わり合って学ぶ授業や他社と協力しながら問題解決を図る活動唐音社会性を育成するための指導や助言に努める。

(2) いじめの早期発見

ア 町立学校の教職員に対して、いじめを把握するための日常的な観察方法や児童生徒に対する効果的なアンケート調査の実施方法等に関する情報提供や共有を積極的に行い、「いじめ見逃しゼロ」の取組の徹底を図る。

イ 県の相談窓口（「新潟県いじめ相談電話」「新潟県いじめ相談メール」「県立教育センターいじめ・不登校等悩み事相談テレフォン」）を周知するとともに、いじめ問題等に悩む児童生徒本人や保護者の相談に応じる体制を、町こども課と連携して整備し、周知を図る。

(3) いじめへの対処

ア いじめをはじめとした生徒指導上の課題や困難事例に対処できるよう、効果のあった対応を共有できるよう情報提供を行うとともに直接指導し、学校の対応力の向上を支援する。

イ 解決困難な状況にあるいじめ問題に対応するため、県生徒指導課、下越教育事務所の指導・助言を受け、町教育委員会全体で取り組む。

(4) 専門家との連携体制の構築

ア いじめ防止等に係る相談支援の充実のため、町によるスクールカウンセラーの配置、町適応指導教室の活用、県 SSW の活用、町こども課との連携等、心理や福祉等に関する専門家との連携体制を築く。

※ 町適応指導教室は、休止中である。（令和 6 年 1 月時点）

(5) インターネットを通じて行われるいじめへの対策

ア インターネットを通じて行われるいじめに対応できるよう、児童生徒及びその保護者に対して授業や入学説明会、PTA 総会等の機会に実施する情報モラル教育及び普及啓発が、より効果的に行われるように関係機関と連携して支援する。